

平成30年 経済委員会 開催状況

(企業局所管)

開催年月日 平成30年9月10日  
 質問者 日本共産党 真下 紀子  
 報告者 企業局次長

質 問 要 旨	報 告 要 旨
	<p>特定多目的ダム法に基づく新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムの建設に関する基本計画の変更について</p> <p><b>(企業局次長)</b>                      特定多目的ダム法に基づきます新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムの建設に関する基本計画の変更についてご説明申し上げます。                      お手元にお配りしております資料5「特定多目的ダム法に基づく新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムの建設に関する基本計画の変更について」をご覧ください。</p> <p>はじめに、1の「概要」についてですが、企業局の石狩湾新港地域工業用水道は、国が進めております幾春別川総合開発事業の二つのダムに水源を確保し、ダム完成までの間は、暫定水利権の許可を得て平成11年度から営業を行っているところです。</p> <p>なお、当該事業におけます工業用水道の最大取水量は12,840㎥/日、事業費の負担割合は1.2パーセントとなっております。</p> <p>幾春別川総合開発事業の概要、新桂沢ダムと三笠ぼんべつダムの位置などにつきましては、参考資料を添付しておりますので後ほどご覧ください。</p> <p>今回、これらのダム建設事業に係る総事業費の増高や、工期の延長によるダム基本計画の変更について、特定多目的ダム法第4条第4項の規定に基づき、国土交通大臣から、ダム使用権設定予定者、いわゆる利水者であります工業用水道事業者としての知事に対し、意見の照会がありました。</p> <p>意見照会の内容につきましては、2の「ダム基本計画の変更内容」にありますように、事業費につきましては、平成28年度の降雨等による地滑り対策工事の追加や、工事進捗等に伴う地質条件変更への対応、労務費、建設資材の価格上昇などによる増額の一方で、管理設備の規模見直しなどによるコスト縮減を図り、現行計画の総事業費約922億円から、約228億円増額の約1,150億円となるものです。</p> <p>これに伴い、企業局が負担いたします事業費は、約15億円から約17億7千万円となり、約2億7千万円の負担増となります。</p> <p>また、工期についてですが、地質条件の変更に伴う追加調査や、設計修正が必要になったことなどにより、完成は、現行計画の平成32年度から、3年延伸され、平成35年度となるものです。</p>

質 問 要 旨	報 告 要 旨
<p>(真下委員)</p> <p>ただいま、特定多目的ダム法に基づく幾春別川総合開発事業のうちの新桂沢ダムそれから三笠ぼんべつダム、その2つのダム事業について、次長から報告を受けました。大幅な事業費の増額や工期の延伸といった基本計画の変更の内容が示されています。</p> <p>私はこれまでも、ダム事業の見直しに関わって異議を唱えてきた訳ですが、今回の変更に対する企業局の受け止めと、工業用水道事業会計への影響についてはどのようにお考えになっているのか伺います。</p>	<p>この変更案に対しまして、3の「ダム使用权の設定予定者としての意見(案)」にありますとおり、企業局では、第3回定例道議会に、建設部から提案される予定の基本計画の変更に対する関係都道府県としての知事の意見の審議の状況を踏まえながら、枠内に記載のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、総事業費の増額を一切行わないこと。</li> <li>・更に徹底したコスト縮減を行い、総事業費の圧縮を図るとともに、ダムの早期完成に努めること。</li> <li>・今後の事業の執行に当たっては、総事業費の圧縮のため講じた措置など、事業の執行状況について十分な情報提供を行うこと。</li> </ul> <p>の意見を付して、第3回定例道議会終了後に同意の回答をすることとしております。</p> <p>以上、「特定多目的ダム法に基づく新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムの建設に関する基本計画の変更」につきまして、ご報告を申し上げます。</p> <p>橋本委員長、吉川副委員長はじめ、委員の皆様におかれましては、今後ともご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(企業局次長)</p> <p>この度の計画変更についてであります。今回の基本計画の変更は、管理設備の規模縮小などのコスト縮減を図った上で、平成28年度の降雨などによる地滑り対策工事の追加のほか、工事進捗に伴う地質条件の変更や労務費や建設資材の価格上昇などによる事業費の増嵩によるものであり、やむを得ないものと考えているところでございます。</p> <p>基本計画の変更に伴い増額となる負担金、約2億7千万円を、仮に、来年度から事業が終了する平成35年度までの5年間で割りかえしますと、年額約5,400万円の増額となり、これは平成30年度工業用水道事業会計の歳出予算額約44億7千万円の1.2パーセント程度となるところでございます。</p>

質 問 要 旨	報 告 要 旨
<p><b>(真下委員)</b>  歳出予算額の1.2パーセント程度ということなんですけれども、2億7千万円の負担増というのは、今の工業用水道事業会計への影響としては大きいのではないかと考えています。  負担金は、過去には一般会計からの出資金として受け入れていると聞いておりますけれども、今回の財源についてはどのようにお考えか伺います。</p> <p><b>(真下委員)</b>  一般会計から繰り入れてやっと黒字になっている会計ですよ。それを更に増加させることとなる計画変更は簡単に受け入れてはならないと、私はそう思っています。今回の基本計画は、建設部の承認もそうなんですけれども、知事意見として2回も計画変更を承認して、「総事業費は増額しない」と、こういう風に知事が道民に約束して、知事意見を付して同意を得ています。これで3回目の計画変更であり、今回は非常に大きな額の変更なんです。ですから、建設部だけの問題ではなく、道民に対する負担の増ともなりますので、簡単には私は容認出来ない内容だという風に思うということを申し上げておきます。</p>	<p><b>(企業局次長)</b>  今回の増額に係る財源についてでございますけれども、今回の基本計画の変更に伴う負担金の増については、やむを得ない事情によるものとはいえ、厳しい工業用水道事業の経営状況に鑑みると、決して少なくない額であると考えており、企業局といたしましては、今後、その財源の確保につきまして、関係部局と協議を進めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。</p>